

第4回検討委員会の検討結果

資料 1
H20.4.11

赤数字は盛り込む項目、青数字は盛り込むか協議する項目

()内は条

行政案(H17.3上程案)
全29条

特別委員会正副委員長修正素案
全20条

市民会議素案
全34条

より良くする会の案
全41条

カテゴリー	他都市の制定状況 (全65都市)	行政案(H17.3上程案) 全29条	特別委員会正副委員長修正素案 全20条	市民会議素案 全34条	より良くする会の案 全41条
総論	1	64	前文	前文	前文
	2	64	目的(1)	目的(1)	目的(1)
	3	56	定義(2)	定義(2)	定義(2)
	4	50	自治の基本理念(3)		基本理念(3) 市の自立(20)
役割	5	65	市民の権利及び役割(4)	市民の役割(6)	市民の権利(5) 市民の責務(6) 事業者の社会的責任(7)
	6	57	市議会の役割(5)	市議会及び議員の役割(7) 分かりやすい市議会(8)	市議会の役割と責務(9) 市議会議員の責務(10)
	7	65	市の執行機関等の役割(6)	市の執行機関の責務(10) 市長の責務(9) 職員の責務(11)	市の執行機関の役割と責務(7) 市長の責務(8) 市職員の責務(9)
参画・協働	8	46	参画及び協働の原則(7)		参画及び協働の原則(12)
	9	16	青少年・子どもの参画(8)		青少年・子どもの権利と環境づくり(6)
	10	49 19	市民参画制度(9) 施策への反映(10)		市民参画制度(13) 市民意見提出手続(14)
	11	19	市民活動団体との協働(11)		市民活動団体との連携(18)
	12	34	協働による地域のまちづくり(12)		コミュニティ(19) コミュニティにおける市民の役割(24) 市の執行機関とコミュニティのかかわり(25)
個別	13	18	自治推進委員会の設置(13)		自治推進委員会の設置(33)
個別	14	59 20	住民投票(14) 住民投票の請求及び発議(15)	住民投票(14)	住民投票(16) 住民投票の請求及び発議(17)
行政の仕組み	15	50	総合計画(16)		総合計画(22)
	16	47	財政運営(17)	財政情報の説明(16)	財政運営(30)
	17	56	行政評価(18)	行政評価(15)	行政評価(29)
	18	30	組織体制(19)		組織体制(21)
	19	41	審議会等(20)		審議会等への市民参画(15)
	20	7	総合的な行政サービス(21)		総合的な行政サービス(23)
情報	21	59	情報共有(22)	情報の共有の原則(3)	情報共有(24)
	22	53	個人情報保護(23)		個人情報保護(25)
説明責任	23	50	説明責任(24)	説明責任の原則(4)	説明責任(28)
	24	38	意見及び提案の取扱い(25)		市民の要望の取扱い(26)
	25	31	行政手続(26)		行政手続(27)
個別	26	45	国、他の地方公共団体等との連携(27)	国及び他の地方公共団体との関係(12)	国及び他の地方公共団体等との連携(31)
個別	27	43	最高規範性(28)	この条例の位置付け(19)	条例の位置付け(32)
個別	28	44	条例の見直し(29)	育てる条例(20)	条例の見直し(34)
参画・協働	29			対話の原則(5)	
	30			参画と協働によるまちづくり条例等の整備(13)	
個別	31			法令遵守・公益情報通報制度(17)	
行政の仕組み	32			人事制度の確立(18)	
	33				環境保全(26)
個別	34		附則	附則	附則

「総論」は最後
条例名、項目名の検討
自治会、校区自治協議会等は「12」で議論
都市ビジョンは「15」で議論
苦情処理は「31」で議論
出資団体は「47」で議論

上記項目以外で、政令市において盛り込まれている項目
監査制度(新潟市24条・札幌市20条)
各行政分野の基本方針等を定める条例の制定(静岡市14条)
区におけるまちづくり(新潟市25条・札幌市29条・川崎市19・20・21・22条)